

平成24年2月29日判決言渡 同日原本領収

平成22年(ワ)第45488号 訂正放送等請求事件

口頭弁論終結日 平成23年12月7日

判 決

東京都中央区日本橋富沢町11-6 英守ビル

原 告 特定非営利活動法人空援隊  
同 代 表 者 理 事 小 西 理  
東京都渋谷区神南2丁目2番1号

被 告 日 本 放 送 協 会  
同 代 表 者 会 長 松 本 正 之  
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 高 木 裕 康  
同 手 島 康 子  
同 吉 利 果 慧

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告は、原告に対し、本判決確定の日から1週間以内に、被告の放送するNHK総合／デジタル総合（全国放送）の番組「追跡！A to Z」の放送時間帯において、又は上記期間中に同番組の放送がない場合及び同番組が既に廃止されていた場合は上記期間内の土曜日午後9時53分～同10時20分の時間帯において、別紙1記載の文章を2回繰り返して読み上げる方法により、訂正放送をせよ。
- 2 被告は、原告に対し、本判決確定の日から1週間以内に、被告の放送するNHK総合／デジタル総合（全国放送）の番組「追跡！A to Z」の放送時間帯、

又は同番組が既に廃止されていたときは上記期間内の土曜日午後9時53分～同10時20分の時間帯において、別紙2記載の文章を2回繰り返して読み上げる方法により、謝罪放送をせよ。

- 3 被告は、原告に対し、本判決確定の日から1週間以内に、被告のインターネット「NHKオンライン」内「追跡! A t o Z」の番組ホームページにおいて、又は同番組ホームページが既に廃止されていたときは、「NHKオンライン」のトップページにおいて、別紙3記載の謝罪文を掲載し2週間以上継続掲載せよ。

## 第2 事案の概要

本件は、原告が、被告がテレビジョンで全国放送をした「追跡! A t o Z “疑惑の遺骨”を追え～戦没者遺骨収集の闇～」と題するドキュメンタリー番組（以下「本件番組」という。）において、原告の事業活動を侮辱し、その信用を著しく失墜させ、その名誉を毀損したなどとして、被告に対し、民法709条、710条、723条、放送法9条1項に基づき、訂正放送、謝罪放送及びウェブサイト上に訂正・謝罪文の掲載を求める事案である。

- 1 争いのない事実等（弁論の全趣旨に照らして、明らかな事実を含む。）

### (1) 当事者等

ア 原告は、遺族等と共に遺骨巡拝をし、現場視察、遺骨収集作業、埋葬、慰霊等の事業を行う特定非営利活動法人（設立平成18年10月）である。

イ 被告は、放送法の規定に基づき設立された法人（設立昭和25年6月）である。

### (2) 事実経過

ア 日本政府は、昭和27年度から、南方地域における戦没者遺骨の帰還事業を開始した（甲15、乙28）。

イ 厚生労働省は、戦後60年以上が経過し、年々新たな遺骨収容が困難になりつつあるという状況を踏まえ、平成18年度から、民間団体等の協力

を得て早期に海外未送還遺骨の情報を収集する事業（以下「情報収集事業」という。）を財団法人日本遺族会に委託した。

厚生労働省は、平成19年度から情報収集事業の受託に企画競争を導入し、平成21年度からフィリピン共和国（以下「フィリピン」という。）について原告に情報収集事業を委託した（甲15、乙28）。

原告は、上記委託を受けて、同年度及び平成22年度、フィリピンにおける情報収集事業及び遺骨帰還事業に従事した。

ウ 被告は、平成22年10月2日午後9時53分から同日午後10時20分までの間に日本において本件番組をテレビジョン放送した（放送内容は別紙4参照）。本件番組は、フィリピンにおいても、衛星による国際放送でテレビジョン放送された。

被告の報道局報道番組センター社会番組部ディレクターの内山拓（以下「内山ディレクター」という。）は、本件番組の取材から編集までを担当した。

エ 原告は、平成22年12月9日、東京地方裁判所に対し、本件訴えを提起した。本件訴状は、同月31日に被告に送達された。

## 2 争点

### (1) 名誉毀損性（争点1）

（原告の主張）

被告は、本件番組において別紙5「主張対照表」の「事実の摘示」欄記載のとおり放送をして事実を摘示し、これにより同「原告の社会的評価の低下」欄記載のとおり原告の社会的評価を低下させた。

（被告の主張）

争う。

なお、被告は、本件番組において、原告がフィリピンにおいて日本人兵士の遺骨を収集する際に、日本人兵士の遺骨とされるものの中にフィ

リピン人の遺骨が混入している疑いがあるという事実を報道したものである。

(2) 公共の利害・公益目的（争点2）

（被告の主張）

ア 本件番組は、政府が行うフィリピンにおける日本人兵士の遺骨収集事業に関するものであり、当該遺骨収集事業が国民の間で議論されるべき正当な関心事であることは明らかであるから、公共の利害に関する事実に係るものである。

イ 被告が本件番組を報道したのは、事実を国民に伝えることによって、フィリピンにおける日本人兵士の遺骨収集作業を今後どのように進めるべきであるのかについて、国民に議論の材料を与えることを目的としている。よって、被告が本件番組を放送した目的は、専ら公益を図ることにあつた。

（原告の主張）

否認する。

なお、原告は、旧日本兵の遺骨が、いまだ大量に海外に残されているという事実は、国民が真剣に議論し真正面から考えるべき問題であるという観点から、原告の事業に関する事実に公共性があり、放送内容によっては目的の公益性が、十分に存在し得るものであると考える。しかし、被告が仮定した名誉毀損の摘示事実は、的を外している上に、真実でもないから、公益性を欠き、違法性阻却事由に該当しない。

(3) 真実性・相当性（争点3）

（被告の主張）

被告は、本件番組の制作に当たって各方面に対して綿密な取材を行い、複数の取材先から取得した確実な情報に基づき本件番組を報道したのであり、原告の主張する上記(1)記載の各事実は、別紙5「主張対照表」の

「被告反論」欄記載のとおり、いずれも重要な部分において真実であるか、少なくとも真実と認めるに足りる相当の理由があったものといえる。

(原告の主張)

否認する。

別紙5「主張対照表」の「被告反論への反論(原告主張)」欄記載のとおりである。

(4) 訂正・謝罪放送等の必要性(争点4)

(原告の主張)

ア 原告に対して本件番組で生じた重大かつ深刻な全国的規模での社会的評価の低下の回復のためには、本件番組が真実でなかったことを明らかにする内容の放送を、本件番組と同じ番組で、それと同等の放送設備で放送することが最低でも必要である。

イ したがって、被告は、少なくとも本件番組が放送されたものと同じチャンネルで、同じ番組において、同じ時間帯で、仮に同番組が廃止されている場合は、本件番組と同じ曜日の同じ時間帯において、別紙1「訂正放送」記載の内容の訂正放送及び別紙2「謝罪放送」記載の内容の謝罪放送をそれぞれ2回繰り返して、聞き取りやすい音量と速度で読み上げる方法で、本判決確定の日から1週間以内に放送する必要がある。

ウ 被告は、上記イと同様に、本件番組に関する記事を掲載している被告のインターネット「NHKオンライン/追跡A to Z」の番組ホームページにおいて、仮に同ホームページが廃止されている場合は、「NHKオンライン」のトップページにおいて、別紙3「訂正・謝罪文」記載の文章を読みやすい状態で2週間以上掲載する必要がある。

(被告の主張)

争う。

(5) 放送法9条1項に基づく請求（争点5）

（原告の主張）

被告の放送した各事実は真実ではなく、原告は、本件番組によって、名誉毀損という権利侵害を受けたのであり、本件番組の放送から3か月以内に本件訴えを提起した。

したがって、放送法9条1項の規定に従い、請求の趣旨のとおり訂正放送が認められるべきである。

（被告の主張）

争う。

放送法9条1項は、放送事業者に対して自律的に訂正放送を行うことを国民全体に対する公法上の義務として定めたものであって、放送により権利の侵害を受けた本人又はその直接関係人に対して訂正放送を求める私法上の請求権を付与する趣旨の規定ではない。

第3 争点に対する判断

1 認定事実

前記争いのない事実等に証拠（甲2～5，7，9，13，15～17，乙1～6，8～12，15，16，23，25～32。枝番のある書証は枝番を含む。）及び弁論の全趣旨を総合すれば、次の事実が認められる。

(1) フィリピンにおける情報収集事業及び遺骨帰還事業について

ア 遺骨の鑑定方法は、従来、フィリピンの人類学者（フランシスコ・ダター）が遺骨の状態、遺骨発見現場の状況、発見者等の説明などを踏まえて判断することとされていたが、平成18年度ころから、報道等で、上記人類学者は遺留品の有無や簡易な目視で判別を行い、旧日本兵の遺骨がフィリピンに残されているのではないかと指摘があったことから、平成20年11月の派遣団から、遺骨の鑑定法を改めることとなった。

そこで、遺骨の鑑定は、上記の人類学者ではなく、フィリピン国立博物

館に所属する学芸員（アーネスト・フィルム。以下「フィルム」という。）に依頼することとし、従来の方法に加えて、フィルムは、各収容地点ごとに作成された宣誓供述書（AFFIDAVIT。発見者が述べた遺骨の状況等を記したもので、地区長等の署名、公証人の印を得て公正証書化されたもの。）を基に旧日本兵の遺骨であることを証明するフィリピン国立博物館の証明書を発行する手続を執ることとした。

イ 平成21年4月に作成されたフィリピンの遺骨収集に係る宣誓供述書には、遺骨発見現場の状況等について、次のような内容（のみ）が記載されている（乙4の1～3。以下、これらを「本件各宣誓供述書」という。）。

(ア) 「私がこれらの遺骨を見つけたのは浅い洞くつで、たくさんの石がその小さな洞くつを覆っていた。私はこれをバランガイ長に提出した。」

「私がこの宣誓供述書を作成するのは、上記の事実が真実であることを誓い、イフガオ州 Hungduan 市で死亡した日本兵の遺骨を収集するという日本政府のミッションに協力するためである。」（下記イ(ウ)にもこの文と同様の文がある。）

(イ) 「ここ Abatan では、ここに多くの日本兵がやってきて死亡したことはよく知られている。日本兵が行かなかったシティオはないほどで、多くの犠牲者が出た。私はここでいくつかの骨を見つけたが、完全なものではない。」

(ウ) 「私と甥はここ Sitio Hingyon で日本兵の遺骨を発見した。この集落の高齢者は、日本兵がこの場所で散り散りになって、その一部が飢えと病から死亡したことを記憶している。そこで私と甥は遺骨の発掘を行ったが、非常に湿気が多く、一部はぼろぼろに崩れてしまった。そのため私たちは形のしっかりした遺骨だけを持ち帰った。」

ウ フィリピンからの遺骨帰還数は、平成18年度45柱、平成19年度161柱、平成20年度1230柱であったところ、平成21年度には77

40柱、平成22年度には6289柱となった。

エ 国は、原告に対し、情報収集事業に係る委託費として、平成21年度に約2450万円を支払い、平成22年度には前年度の倍額に近い約4700万円を支払った。

## (2) 事実経過

ア フィリピンのルソン地方東ミンドロ州南部に点在するハヌノオマンギャン民族の洞くつ墓地では、平成21年から平成22年にかけて、遺骨の盗難被害が続出した。

イ 内山ディレクターは、平成22年2月ころ、フィリピンで戦死した旧日本兵の遺族から、フィリピンで遺骨の盗難事件が起きており、フィリピン人の遺骨が旧日本兵の遺骨に混じっているらしいという話を聞いた。

ウ 株式会社文藝春秋は、次の内容が記載された、「フィリピン人の骨が千鳥ヶ淵に埋められる!？」と題する記事(甲9、乙11)を含む平成22年3月18日付け「週刊文春」を発行した。内山ディレクターは、そのころ、上記記事が掲載されたことを知った。

(ア) 「厚生労働省の戦没者遺骨収集事業について、遺族会内部で重大な疑惑が持ち上がっている。今年度から外部団体に丸投げし、激増した『英霊の遺骨』の中にフィリピン人の骨が相当数含まれている可能性が高いというのだ。」

(イ) 「約五十一万八千人が犠牲になった激戦地のフィリピンから送還された遺骨は、昨年三月末時点で十三万四千四百九十二柱。うち政府派遣団が収集したのは八万五千五百六十一柱で、七四年度の一万六千八百二十六柱をピークに減少傾向に歯止めがかからず、最近では年に数十柱が精一杯だった。ところが、である。二〇〇七年度からこの数字が急激に好転し、〇九年度には何と七千七百三十九柱と奇跡的に増加したのだ。この“立役者”が〇六年に設立されたNPO法人『空援隊』」

(ウ) 「首都マニラを擁するルソン島の北部、イフガオ州の山岳地帯に住む三十代のマルコス（仮名）が匿名を条件に証言した。（中略）『何体分か言いたくはないが、一体当たり五百ペソ（一ペソは約二円）で売った。生活のためだ、仕方がないよ。（中略）』」「同じ村内に住む有力者が詳しい事情を説明してくれた。『昨年春、空援隊のトミタとサントスという人が、バランガイキャプテン（村長）に『金を出すから骨を集めてくれ』と頼みに来た。しかし、二回目の焼骨までに集められたのは、大した量じゃない。なぜなら、みんなが真面目に日本人の骨を探していたからだろう。それを一体分当たり七百五十～千ペソで買い取ってくれたんで、みんな大喜びさ。と同時に、骨が換金できることと、空援隊に日本人の骨とそれ以外の骨を見分ける能力がないことが知れ渡ったんだ。

（中略） 昨年九月、私はバナウエのウジャという村で行われた焼骨を見に行ったんだ。というのもその間、弟の家から祖母と祖父の遺骨が盗まれたからだ。ところが空援隊のドクターは、みんなが持ち寄った骨を数えるだけで、何の区別もしなかった。そのときは一体当たり五百ペソが支払われた。試しに骨を売ったヤツの家を調べたら、大事に安置してあった先祖の骨を入れた箱が空っぽになっていた。（以下略）』」

エ 内山ディレクターほかは、平成22年6月ころから、次のとおり、本件番組に係る取材をした。

(ア) 内山ディレクターほかは、発掘した遺骨を原告のスタッフに渡したというルソン島イフガオ州アバタン村の村民の男性にインタビューしたところ、その男性から、原告のスタッフは数を数えただけで一つもはじくことなく遺骨を受け取り、金銭を交付した旨の情報を得た。

(イ) 内山ディレクターほかは、ルソン島イフガオ州ワンワン村における集会において、原告が住民から「骨を遺族に無断で勝手に持ち出すのは犯罪である。」「この問題を解決すべきだ。」という意見を受ける様子を

撮影した。

(ウ) 内山ディレクターほかは、厚生労働省社会・援護局外事室と交渉の末、本件各宣誓供述書を入手した。

(エ) 内山ディレクターは、アバタン村のカルロス村長に対して取材をし、カルロス村長は忙しくてほとんど村にいないというのに、どのようにして2000もの数の遺骨の発掘現場にすべて立ち会って宣誓供述書を書いたのか、去年から今年にかけてのスケジュールを確認させて欲しいなどと質問したところ、カルロス村長から、「ナンセンスだ」「不可能だ」と英語で回答を得て、その後、現場に同行したり遺骨の提供者から遺骨の発見状況等を確認したりしていない旨の回答を得た。

(オ) 内山ディレクターは、フィルムに対して取材をし、フィルムから、「私はこれは日本人の骨だと言ったことはない。」「人間の骨を肉眼で見ても、どこの国の人間か分かるはずがない。」との回答を得た。

オ 内山ディレクターが取材の過程で入手したワンワン村のバランガイ長及びバランガイ評議員作成に係る日本大使館宛ての2010年5月1日付け書面（乙10。以下「本件書面」という。）には、次のとおり記載されていた。

(ア) 「当村周辺地域で、ある団体が日本人の遺骨を直接購入しているという報告も受けています。そしてこのことが当村の一部の人々の関心を集め、彼らは売るための遺骨を探すようになり、我々の推測では、村人の骨を売るという行為にまで及んでいるようです。」

(イ) 「日本では遺骨を火葬にすると聞いておりますが、この盗まれた遺骨が日本に送られ、火葬されたり、捨てられたりしているようなことがあれば、大変遺憾に思います。なぜなら遺骨を燃やしたり、捨てたりすることは、我々の文化に反することだからです。」

カ 内山ディレクター及び被告の解説委員である鎌田靖（以下、両名を併せ

て「内山ディレクターら」という。)は、そのころ、原告理事の倉田宇山(以下「倉田理事」という。)に対して次のとおり取材をした。

(ア) 内山ディレクターらは、倉田理事から、基本的に宣誓供述書に基づいて遺骨が旧日本兵のものかどうかの判別をしている旨の話を受けた。

(イ) 内山ディレクターらが、倉田理事に対し、村長は遺骨の発見状況を聞いていないにもかかわらず宣誓供述書を作成している旨を指摘したところ、倉田理事は、基本的に彼らを信用しないと我々の活動が成り立たない、そんなこともあるんでしょうなどと回答した。

(ウ) 内山ディレクターらが、倉田理事に対し、フィリピンでの遺骨の盗難騒ぎは、原告の事業がきっかけとなっている旨を指摘したところ、倉田理事は、そうでしょうねと回答した。

(エ) 倉田理事は、内山ディレクターらに対し、一部フィリピン人の骨が混じる可能性は絶対否定できない旨を述べた。

(オ) 内山ディレクターらが、倉田理事に対し、フィルムから遺骨が日本人のものであるとの識別は不可能だとの話を受けた旨を指摘したところ、倉田理事は、鑑定なんてしていない、カウントしているだけである旨を回答した。

(カ) 倉田理事は、内山ディレクターらに対し、宣誓供述書の証言が嘘をベースに出てくるだろうということも予想している旨を述べた。

キ フィリピンのルソン地方東ミンドロ州南部の先住民族ハヌノオマンギャンの住民組織PHADAGは、洞くつ墓地から大量の遺骨が盗まれたとして、平成22年10月14日までに、日本政府による旧日本兵の遺骨収集事業と遺骨盗難事件の関連性を調査するよう、大統領府先住民族に関する国家委員会(NCIP)に要請した。

厚生労働省は、平成22年10月、同月下旬に予定していた遺骨収集団のフィリピン派遣を中止し、①平成18年度以降の情報収集事業及び遺骨

帰還事業の実施状況を関係者に対する聴取などにより調査し、②本件番組等で報道された事例の事実確認のため現地を調査し、③遺骨の鑑定方法について調査をした（具体的には、ルソン島スービックの原告の一時保管施設に保管されている遺骨及び原告の現地職員が移動許可書等を所持せず運搬中にマニラ首都圏警察本部に押収された遺骨（いずれも鑑定人による鑑定前のもの）について、法人類学的検査を実施した。）。

ク フィリピンのアキノ大統領は、平成22年11月9日、日本政府の戦没者遺骨収集事業に関連した遺骨鑑定や遺骨の国外持ち出し許可など、一連の手續が適正か否かなどを調査する意向を表明した。

ケ 厚生労働省（社会・援護局）は、平成23年10月5日、次のとおり記載した「フィリピンでの遺骨帰還事業に関する検証報告書」（甲15、乙28）を公表した。

(ア) 遺骨の中から110検体を選別し、ミトコンドリアDNA塩基配列のハプロタイプ解析を試みた。

なお、ミトコンドリアDNAとは、細胞小器官であるミトコンドリア内にあるDNAで、母親から子どもに遺伝する特徴がある。また、母親から引き継いだDNAの塩基配列のパターンをハプロタイプといい、日本人に多く見られるハプロタイプや、フィリピン人に多く見られるハプロタイプがある。

(イ) その結果、ハプロタイプを決定できないものが44個体あり、日本人に統計的に有意に多く見られるハプロタイプに一致するものが5個体、フィリピン人に統計的に有意に多く見られるハプロタイプに一致するものが54個体、どちらにも見られないハプロタイプに一致するものが5個体、これまでに日本人でもフィリピン人でも発見されていないハプロタイプに一致するものが2個体あり、フィリピン国立博物館の鑑定人による鑑定前の遺骨には旧日本兵の遺骨である蓋然性が低い遺骨が含

まれていた。

(ウ) 上記鑑定人が発見者等に直接面会し、発見状況等を確認することが少なく、個々の発見者等が宣誓供述書に署名していないこと、また、原告が保管する遺骨を派遣団が受領するようになってから、当局職員が発見者等の供述内容や遺骨発見現場を直接確認していないことが認められたことから、事業をより適正に実施する観点から見直しが必要と考えられる。

(エ) 事業については、疑惑が生じることのないよう事業を適切に実施するため、次の改善を行うこととする。

① 遺骨の収容は、フィリピン国立博物館職員の同行の下でのみ実施する。

なお、先住民族の土地に入域する際は、大統領府先住民族に関する国家委員会（NCIP）と協議する。

② 遺骨の収容については、日本側から骨学等の研修を受けた当局職員を遺骨収容現場に派遣する。

③ 遺骨の移動を伴わない情報収集についてのみ、日本側が民間団体に委託することを可能とする。

④ 収容された遺骨の鑑定は、フィリピン側専門家及び日本側関係者が合同で実施する。この場合、フィリピン側専門家は、フィリピン側から日本側に外交ルートを通じ事前に通知された者とする。

⑤ 遺骨の鑑定については、旧日本兵の遺骨であるか否かを慎重に判別するため、紫外線光照射による蛍光反射検査を含む法人類学的検査を実施するとともに、当面、遺留品等から日本人戦没者の遺骨と推測されるものを除き、現地状況を十分勘案したうえで、ミトコンドリアDNA塩基配列のハプロタイプ解析を行い、日本人に多く見られるハプロタイプと一致した場合のみ遺骨を日本に送還する。

- ⑥ 以上に伴い、宣誓供述書は廃止する。
- ⑦ 遺骨についての対価の支払いをしないことを徹底する。
- ⑧ 上記①から⑦の事業の改善点を踏まえ、フィリピン政府との間で、事業の再開に必要な覚書を締結する。

(3) 新聞報道

ア 平成23年7月26日付け朝日新聞（乙27）には、「『金目当てに骨を盗んだ者もいた』。厚労省から戦没者の遺骨収集を受託したNPO法人に協力し、遺骨の発見と収集を住民に呼びかけたアバタン地区のカルロス・カムホル地区長（59）は、電話取材にそう認めた。」「『住民が説明する発見状況に疑わしい例はあった。でも日本人の骨かどうか判断するのはフィリピン国立博物館とNPO、それに日本大使館員の役目だ』」と記載されている。

イ 平成23年12月5日付け日本経済新聞（甲18）には、「『遺骨のそばに軍服や靴が残っていることはほとんどなく、旧日本兵と見極める手掛かりは乏しい』。戦没者の遺品返還などに取り組む特定非営利活動法人（NPO法人）『戦没者追悼と平和の会』（佐賀県みやき町）代表理事の塩川正隆さん（67）は、フィリピンでの遺骨収集をこう話す。」「塩川さんは、『国が民間団体に委託してから遺骨収集がおかしくなった。国はなぜ疑問を持たなかったのか』と首をかしげる。』」と記載されている。

(4) 本件番組のインタビューに登場した人物の事後説明

ア 本件番組のうち別紙5「主張対照表」の「番号シーン名」欄の「02 アバタン村民男性①」「05 アバタン村民男性②」に出てくる男性（                    ）は、原告から本件番組でのインタビューの場面を見せられた上で、次の内容を発言した旨を記載した「法律宣誓供述書」（甲2）を作成した。

ア 結局のところ、彼らはすべての骨を得た。というのは、もし1, 2,

3と拒否されたなら、それは残されることになっただろうから。すべてで48体で、ひとつも返されなかった。それが私の知っていることで、ゆえにそれは純粋に日本人の骨であるということだ。

村長が私にくれたのは2万4000ペソである。

(イ) (宣誓供述書に) サインしたのは村長だけだ。我々と仲間はサインしなかった。

(ウ) 私が村長に骨を持っていったとき、彼が私に何も尋ねなかったのは、我々はそのことについて以前、既に話していたからだ。だから、彼は既にそれが、純粋に日本人の骨であることを知っていた。

イ 本件番組のうち別紙5「主張対照表」の「番号シーン名」欄の「06 アバタン村長」に出てくる男性(カルロス・Y・カモル)は、原告から本件番組でのインタビューの場面を見せられた上で、次の内容を発言した旨を記載した「法律宣誓供述書」(甲3)を作成した。

(ア) それは真に日本人の骨だ、もし私が宣誓供述書に書いているのなら。ほかのことは知らない。

(イ) それが真実かどうか私にチェックはできない。

(ウ) 遠くから骨を回収してきた人々は怒るだろう、もし私が証明しなかったとしたら。

## 2 争点1(名誉毀損性)について

(1) 新聞記事等の報道の内容が人の社会的評価を低下させるか否かについては、一般の読者の普通の注意と読み方とを基準として判断すべきものであり、テレビジョン放送をされた報道・ドキュメンタリー番組の内容が人の社会的評価を低下させるか否かについても、同様に、一般の視聴者の普通の注意と視聴の仕方とを基準として判断すべきである。

そして、テレビジョン放送をされた報道・ドキュメンタリー番組によって摘示された事実がどのようなものであるかという点についても、一般の視聴

者の普通の注意と視聴の仕方とを基準として判断するのが相当である。テレビジョン放送をされる報道・ドキュメンタリー番組においては、新聞記事等の場合とは異なり、視聴者は、音声及び映像により次々と提供される情報を瞬時に理解することを余儀なくされるのであり、録画等の特別の方法を講じない限り、提供された情報の意味内容を十分に検討したり、再確認したりすることができないものであることからすると、当該報道・ドキュメンタリー番組により摘示された事実がどのようなものであるかという点については、当該報道・ドキュメンタリー番組の全体的な構成、これに登場した者の発言の内容や、画面に表示されたフリップやテロップ等の文字情報の内容を重視すべきことはもとより、映像の内容、効果音、ナレーション等の映像及び音声に係る情報の内容並びに放送内容全体から受ける印象等を総合的に考慮して、判断すべきである（最高裁平成14年(受)第846号同15年10月16日第一小法廷判決・民集57巻9号1075頁参照）。

- (2) 別紙5「主張対照表」の「事実の摘示」欄記載の各放送内容は、一般の視聴者の普通の注意と視聴の仕方とを基準として判断すると、その前後の部分と併せて、① 原告は、日本政府からフィリピンでの遺骨収集事業の委託を受けていること、② 原告は、フィリピン人から遺骨を受け取る際、日本人のものか確認せずに、数だけ数えて、1体当たり500ペソの大金を渡すという方法で遺骨収集をしていること、③ フィリピンでは遺族に無断で遺骨が勝手に持ち出されるという事件が発生しており、村の住民は、盗まれた遺骨が原告に渡っているとして原告を非難していること、④ 原告は、宣誓供述書に基づいて遺骨が日本人のものか否かを判別していること、⑤ ある村の村長は、宣誓供述書を全て自分で作成しており、その際、遺骨発見者から詳しい説明を聞かず、遺骨の発見状況などを確認していないこと、⑥ 遺骨の鑑定を引き受けている人物（フィルム）は、日本人の遺骨の選別が不可能であると述べており、その専門は鉱物学で、集まった遺骨の数を数えるのが

主な仕事であること、⑦ 原告が委託を受けて行う遺骨収集事業は、形ばかりの鑑定といい加減な宣誓供述書に基づくずさんな実態があり、その結果、フィリピン人の遺骨が旧日本兵のものとして送還されているという疑惑が疑いようのない事実であることをいうものと認められる。

そして、これらを更に分析すると、(a) 日本政府から遺骨収集事業の委託を受けた原告は、フィリピン人から遺骨を受け取る際、日本人のものか確認せずに、数だけ数えて、1体当たり500ペソの大金を渡すという方法で遺骨収集をしているという事実（以下「本件摘示事実(a)」という。）、(b) 原告は、フィリピンの村の住民から、盗まれた遺骨を受領しているとして非難されているという事実（以下「本件摘示事実(b)」という。）、(c) 原告は、村長が遺骨発見者から遺骨の発見状況などを確認せずに作成した宣誓供述書に基づいて、遺骨が日本人か否かを判別しているという事実（以下「本件摘示事実(c)」という。）、(d) 遺骨の鑑定を引き受けている人物は、日本人の遺骨を選別することができず、数を数えているだけであるという事実（以下「本件摘示事実(d)」という。）、(e) 原告が委託を受けて行う遺骨収集事業は、形ばかりの鑑定といい加減な宣誓供述書に基づくずさんな実態があるという意見ないし論評（以下「本件論評」という。）、(f) フィリピン人の遺骨が旧日本兵のものとして送還されているという事実（以下「本件摘示事実(f)」という。）を摘示ないし表明するものと認められる（以下、本件摘示事実(a)～(d)、(f)及び本件論評を併せて「本件摘示事実等」という。）。

なお、被告は、本件摘示事実等について、「フィリピン人の遺骨が混入しているという疑いがある」という事実を報道したにすぎない旨を主張するが、本件番組により摘示された事実は、「疑い」の存在ではなく、「疑い」の内容たる事実というべきであるから、被告の主張は採用することができない。

(3) 本件摘示事実等は、一般の視聴者の普通の注意と視聴の仕方とを基準とし

て判断すると、原告が政府から委託を受けた遺骨収集事業をずさんな方法で行っており、その結果、フィリピン人の遺骨が旧日本兵のものとして送還されているという印象を抱かせるから、原告の社会的評価を低下させるものと認められる。

### 3 争点2（公共の利害・公益目的）について

- (1) 事実を摘示しての名誉毀損については、その行為が公共の利害に関する事項に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあった場合には、摘示された事実の重要な部分が真実であるとの証明がされたときは、その行為には違法性がなく、仮に真実でないことの証明がされなくても、その行為者がその重要な部分につき真実であると信じたことにつき相当の理由があるときには、その故意又は過失が否定され、不法行為が成立しない（最高裁昭和37年(オ)第815号同41年6月23日第一小法廷判決・民集20巻5号1118頁、最高裁昭和56年(オ)第25号同58年10月20日第一小法廷判決・裁判集民事140号177頁参照）。また、特定の事実を基礎とする意見ないし論評の表明による名誉毀損については、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあった場合において、その意見ないし論評の前提としている事実の重要な部分が真実であると証明されたときには、その表明の内容が人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、その行為は違法性を欠き、仮に真実であることの証明がされなくても、その行為者がその重要な部分につき真実であると信じたことに相当の理由があるときには、その故意又は過失が否定され、不法行為は成立しない（最高裁昭和55年(オ)第1188号同62年4月24日第二小法廷判決・民集41巻3号490頁、最高裁昭和60年(オ)第1274号平成元年12月21日第一小法廷判決・民集43巻12号2252頁、最高裁平成6年(オ)第978号同9年9月9日第三小法廷判決・民集51巻8号3804頁、最高裁平

成15年(受)第1793号, 第1794号同16年7月15日第一小法廷判決・民集58巻5号1615頁参照)。

- (2) 前記争いのない事実等及び上記1認定事実によれば, ① 本件番組は, 日本政府によるフィリピンでの戦没者の遺骨収集事業に係るものであること, ② 日本政府は, 原告に対し, その情報収集事業を委託し, 委託費用として, 平成21年度に約2450万円を, 平成22年度に約4700万円を, それぞれ支払っていることがそれぞれ認められ, また, これらの事実と別紙4記載の本件番組の内容等を併せ考慮すれば, 本件番組は, 日本政府が公費を用いて進める戦没者の遺骨収集事業において, ずさんな運営が行われ, その結果, フィリピン人の遺骨が旧日本兵のものとして送還されているという実態を伝えるものであって, かつ, これに警鐘を鳴らす目的で放送されたものと認められるから, 本件番組の放送は, 公共の利害に関する事実に係り, かつ, その目的が専ら公益を図ることにあつたものと認められる。

#### 4 争点3 (真実性・相当性) について

##### (1) 本件摘示事実(a)について

ア 前記争いのない事実等, 上記1認定事実と証拠(甲4)を総合すれば, ① 内山ディレクターは, 本件番組の取材に先立ち, フィリピン人が原告に対して遺骨1体当たり500ペソで売った旨記載した記事を読んでいたこと, ② 内山ディレクターほかは, アバタン村の村民の男性にインタビューしたところ, その男性から, 原告のスタッフは数を数えただけで一つもはじくことなく遺骨を受け取り, 金銭を交付した旨の情報を得たこと, ③ その男性が原告に渡した遺骨は48体であり, また, その男性が, 労賃の額を尋ねられて紙に「24000」と記入している映像が写っていること(なお, 24000を48体で除すと, 1体当たり500となる。)がそれぞれ認められ, これらの事実と照らせ

ば、本件摘示事実(a)は、その重要な部分において、少なくとも真実と信ずるについて相当の理由があるものと認められる。

イ 原告は、アバタン村の村民の男性の発言について、被告のテロップの翻訳が誤っていると主張し、「法律宣誓供述書」(甲2)を提出するものの、上記1認定事実(4)アの内容に照らし、同宣誓供述書の記載内容は上記アの事実と矛盾するものではないから、その記載内容が上記アの認定判断を左右するものとは認められない。

(2) 本件摘示事実(b)について

ア 前記争いのない事実等、上記1認定事実に弁論の全趣旨を総合すれば、

① 内山ディレクターは、本件番組の取材に先立ち、フィリピンで戦死した旧日本兵の遺族から、フィリピンで遺骨の盗難事件が起きていると聞いており、また、原告が日本に持ち帰った遺骨の中にフィリピン人のものが相当数含まれている可能性が高い旨記載した記事を読んでいたこと、② 内山ディレクターが取材の過程で入手した本件書面(乙10)には、ある団体が日本人の遺骨を直接購入しているという報告も受けており、このことが村の一部の人々の関心を集め、村人の骨を売るという行為に及ぶようになった旨の記載があること、③ 内山ディレクターほかは、原告が、集会において、住民から「骨を遺族に無断で勝手に持ち出すのは犯罪である。」「この問題を解決すべきだ。」という意見を受ける様子を撮影したこと、④ 内山ディレクターらが、倉田理事に対し、フィリピンでの遺骨の盗難騒ぎは原告の事業がきっかけとなっている旨を指摘したところ、倉田理事は、そうでしょうねと回答したことがそれぞれ認められ、これらの事実を照らせば、本件摘示事実(b)は、その重要な部分において、少なくとも真実と信ずるについて相当の理由があるものと認められる。

イ 原告は、本件書面が不正に作成されたものである旨主張し、証拠として法律宣誓供述書(甲7)を提出するものの、同宣誓供述書においても、本

件書面の記載内容に虚偽がある旨の記載がないことが認められ、同宣誓供述書は本件書面の記載内容を覆すものではないから、原告の上記主張は採用することができない。

(3) 本件摘示事実(c)について

ア 前記争いのない事実等及び上記1認定事実によれば、① 内山ディレクターは、倉田理事から、基本的に宣誓供述書に基づいて遺骨が旧日本兵のものかどうかの判別をしている旨の話を受けたこと、② 内山ディレクターが入手した本件各宣誓供述書は、いずれも遺骨の発見状況等の遺骨が旧日本兵であることの根拠を示す具体的な記述がないか、旧日本兵の一部がこの場所で死亡したという高齢者から聞いた話を記述しているにすぎないこと、③ アバタン村の村長は、内山ディレクターほかの取材に対し、遺骨の提供者から遺骨の発見状況等を確認したりしていない旨を回答したこと、④ 内山ディレクターらが、倉田理事に対し、村長は遺骨の発見状況を聞いていないにもかかわらず宣誓供述書を作成している旨を指摘したところ、倉田理事は、そんなこともあるんでしょうねと回答したこと、⑤ 倉田理事は、内山ディレクターらに対し、宣誓供述書の証言が嘘をベースに出てくるだろうというのも予想している旨を述べたことがそれぞれ認められ、これらの事実を照らせば、本件摘示事実(c)は、その重要な部分において、少なくとも真実と信ずるについて相当の理由があるものと認められる。

イ 原告は、アバタン村の村長の発言について、被告のテロップの翻訳が誤っていると主張し、「法律宣誓供述書」(甲3)を提出するものの、上記1認定事実(4)イの内容に照らし、同宣誓供述書の記載内容は上記アの事実と矛盾するものではないから、その記載内容が上記アの認定判断を左右するものとは認められない。

(4) 本件摘示事実(d)について

前記争いのない事実等及び上記1認定事実によれば、① 内山ディレクターらは、フィルムから、「これは日本人の骨だと言ったことはない。」「人間の骨を肉眼で見ても、どこの国の人間か分かるはずがない。」との回答を得たこと、② 内山ディレクターらが、倉田理事に対し、フィルムから遺骨が日本人のものであるとの識別は不可能だとの話を受けた旨を指摘したところ、倉田理事は、鑑定なんてしていない、カウントしているだけである旨を回答したことがそれぞれ認められ、これらの事実を照らせば、本件摘示事実(d)は、その重要な部分において、少なくとも真実と信ずるについて相当の理由があるものと認められる。

(5) 本件論評について

本件論評は、上記(1)～(4)記載の各事実を前提として、原告が行う遺骨収集事業は、形ばかりの鑑定といい加減な宣誓供述書に基づくずさんな実態があるという意見ないし論評をするものであるところ、その内容において、いずれも意見ないし論評としての域を逸脱したものでないものと認められ、また、上記(1)～(4)記載のとおり、その前提となる事実について、その重要な部分につき真実であると信じたことに相当の理由があるものと認められる。

(6) 本件摘示事実(f)について

上記1認定事実によれば、① 原告が日本政府の委託を受けて遺骨の情報収集事業に従事した年度から、それまで低迷していた遺骨の帰還数が急激に増加したこと、② 倉田理事は、内山ディレクターらに対し、一部フィリピン人の骨が混じる可能性は絶対否定できない旨を述べたことがそれぞれ認められ、これらの事実を上記(1)～(4)記載の各事実を併せ考慮すれば、本件摘示事実(f)は、その重要な部分において、少なくとも真実と信ずるについて相当の理由があるものと認められる。

(7) したがって、本件番組による名誉毀損については、少なくとも故意・過失が否定されるから、不法行為は成立しない。

5 争点5（放送法9条1項に基づく請求）について

原告は、被告に対し、放送法9条1項に基づく訂正放送を求めることができる旨主張するものの、同項は、真実でない事項の放送がされた場合において、放送内容の真実性の保障及び他からの干渉を排除することによる表現の自由の確保の観点から、放送事業者に対し、自律的に訂正放送等を行うことを国民全体に対する公法上の義務として定めたものであって、被害者に対して訂正放送等を求める私法上の請求権を付与する趣旨の規定ではないと解するのが相当であるから（最高裁平成13年(オ)第1513号、同年(受)第1508号同16年11月25日第一小法廷判決・民集58巻8号2326頁参照）、原告の上記主張は採用することができない。

6 結論

以上によれば、その余の争点について判断するまでもなく、原告の請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所